

## 8 - 1 課 税 状 況

## (1) 課 税 状 況

区 分	課 税					
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
総 計	115,674	18,515,813	-	-	115,674	18,515,813
清 酒	30,432	3,867,944	-	-	30,432	3,867,944
合 成 清 酒	69	5,016	-	-	69	5,016
し ょ う ち ゅ う	540	101,810	-	-	540	101,810
甲 類	342	67,503	-	-	342	67,503
乙 類	198	34,306	-	-	198	34,306
み り ん	39	854	-	-	39	854
ビ ー ル	48,366	10,737,169	-	-	48,366	10,737,169
果 実 酒 類	68	2,929	-	-	68	2,929
果 実 酒	x	x	-	-	x	x
甘 味 果 実 酒	x	x	-	-	x	x
ウ イ ス キ ー 類	2	838	-	-	2	838
ウ イ ス キ ー	x	x	-	-	x	x
ブ ラ ン デ ー	x	x	-	-	x	x
ス ピ リ ッ ツ 類	1	594	-	-	1	594
ス ピ リ ッ ツ	x	x	-	-	x	x
原 料 用 ア ル コ ー ル	x	x	-	-	x	x
リ キ ュ ー ル 類	53	7,503	-	-	53	7,503
雑 酒	36,102	3,791,156	-	-	36,102	3,791,156
発 泡 酒	36,100	3,790,940	-	-	36,100	3,790,940
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 雑 酒	1	216	-	-	1	216

調査対象等： 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移送された酒類について、平成15年4月30日までの申告又は処理による課税実績

用語の説明： 未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 特定税率適用とは、酒税法第22条第3項(アルコール分が13度未満のもの(発泡性を有するものに限る。))に対する税率)該当のものを示す。  
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者とその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。  
 3 税関分は含まない。

控		除		課 税 実 数		免 税		区 分
酒 税 法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 (第7条第1項)				未納税移出	輸出免税	
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量	
<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	千円	<i>kl</i>	<i>kl</i>	
1,126	168,356	-	-	114,548	18,347,458	9,781	51	総 計
661	86,774	-	-	29,772	3,781,170	4,954	42	清 酒
0	14	-	-	68	5,002	-	-	合 成 清 酒
0	135	-	-	540	101,675	136	-	し ょ う ち ゅ う
0	54	-	-	342	67,450	-	-	甲 類
0	81	-	-	198	34,225	136	-	乙 類
0	15	-	-	39	839	5	-	み り ん
278	61,797	-	-	48,086	10,675,372	1,306	-	ビ ー ル
0	8	-	-	68	2,921	-	-	果 実 酒 類
x	x	-	-	x	x	-	-	果 実 酒
x	x	-	-	x	x	-	-	甘 味 果 実 酒
0	16	-	-	2	822	1	1	ウ イ ス キ ー 類
x	x	-	-	x	x	1	1	ウ イ ス キ ー
x	x	-	-	x	x	-	-	ブ ラ ン デ ー
0	5	-	-	1	589	9	-	ス ピ リ ッ ツ 類
x	x	-	-	x	x	8	-	ス ピ リ ッ ツ
x	x	-	-	x	x	2	-	原 料 用 アル コ ー ル
4	527	-	-	49	6,975	49	7	リ キ ュ ー ル 類
182	19,064	-	-	35,920	3,772,091	3,322	-	雑 酒
182	19,062	-	-	35,919	3,771,878	3,322	-	発 泡 酒
-	-	-	-	-	-	-	-	粉 末 酒
0	2	-	-	1	214	-	-	そ の 他 の 雑 酒